

社会福祉法人ひだまり会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひだまり会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（専ら当法人の業務に常勤職員と同等に勤務する理事長又は業務担当理事）については、報酬を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等（前項以外の役員等）については、業務に応じた報酬を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、賃金規程第十五条の規定に準ずる額
- (3) 職務のために出張したときは、法人旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料及び法人が必要と認めた経費）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 職務のために出張したときは、役員・評議員旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料及び法人が必要と認めた経費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3に定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎翌月5日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、それ以降最初の営業日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は当該会議に出席した都度支給する。
- 3 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、それ以降最初の営業日とする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給形態)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融機

関の口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に10円未満の端数が生じたときには、これを10円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月23日より施行する。

令和3年 6月18日 一部改正

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 50,000円
業務担当理事	月額 30,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000円
上記のほか法人業務のための出勤	日額 5,000円

(2) 理事

理事会等法人の会議への出席	日額 10,000円
上記のほか法人業務のための出勤	日額 5,000円

(3) 監事

監事監査及び理事会評議員会等への出席	日額 10,000円
上記のほか法人業務のための出勤	日額 5,000円

別表3 (当法人職員兼務役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 30,000円
業務担当理事	月額 20,000円
その他の理事	月額 10,000円